

公益社団法人 鯉沢法人会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鯉沢法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山梨県南巨摩郡富士川町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山梨県内において鯉沢税務署管内を中心として行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 鯉沢税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会したものとする。
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申込をし、その承認を受けなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の会費納入を2年以上履行しなかったとき
- (2) 退会

- (3) 解散または事業所の閉鎖
- (4) 除名
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 賛助会員である個人が死亡したとき、および団体が解散したとき

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他規程に基づく会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第10条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

第4章 総会

(種類および構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- (3) 常任理事 若干名

- 2 理事の内1名を会長、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

- 3 前項の会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長および専務理事をもって同法第91条第一項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事および常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 4 専務理事は、会長および副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
 - 5 常任理事は、本会の運営に関する事項のうち理事会から諮問された事項について理事会に参考意見を表明する。
 - 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問及び相談役)

- 第26条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議において選任または解任する。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び相談役の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程、並びに基準の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定および解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長をもってこれに当たる。

(議決権)

第31条 理事は各1個の議決権を有する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する

第7章 正副会長会

(正副会長会)

第34条 本会の事業を推進するため理事会の決議により任意の機関として、正副会長会をもうけることができる。

- 2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 委員会等

(委員会)

第35条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部および部会)

第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、支部及び部会を設けることができる。

- 2 支部及び部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 資産および会計

(事業年度)

- 第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の区分)

- 第39条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 理事会に於いて基本財産とすることを決議した財産
 - (2) 公益法人への移行日以後に、基本財産として寄付された財産
 - 3 本会の公益法人への移行時の基本財産は、前項第1号の財産で、末尾に掲げるものとする。
 - 4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第40条 基本財産は本会の目的を達成するため、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会の承認を得なければならない

(資産の管理運用)

- 第41条 本会の資産の管理運用は、理事会に於いて別に定める方法により会長が行う。

(事業計画および収支予算)

- 第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 前項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

- 第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
 - (2) 理事および監事の名簿
 - (3) 総会・理事会等の議事資料
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (5) 本項の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更、及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する事項については、予め行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第47条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が、公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報または、山梨県内において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、長澤利久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

基本財産（第39条2項1号関係）

財産種別	場 所・物 置 等
土地	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1085-1 407.70 m ²
建物 建物附属設備 構築物	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1085-1 2階建て 189.54 m ²
定期預金	5,000,000 円